

# 明代の光祿寺とその監察について

間 野 潛 龍

光祿寺とは、いわゆる九寺の一であるが、その先蹤は漢代に宮殿掖門戸の事を掌った光祿勳にさかのぼるであらう。通典卷二五、職官七、光祿卿の條に、

秦有郎中令、掌宮殿掖門戸、漢因之、至武帝太初元年、更名光祿勳、後漢曰光祿勳、所掌同典三署郎、更直執戟宿衛、考其德行、而進退之、郊祀之事、掌三獻、光祿勳居禁中、有獄在殿門外、謂之光祿外部、兩漢自光祿太中散諫議等大夫、及調者僕射羽林郎郎中侍郎五官武賁左右等中郎將、奉車駙馬二都尉、車戶騎三將、並屬光祿勳、建安末、復改光祿勳、爲郎中令、魏黃初元年、復爲光祿勳、(中略)梁除勳字、謂之光祿卿、卿舊視列曹尙書、天監中視中庶子、職與漢同、後魏又置少卿、北齊曰光祿寺、置卿少卿、兼掌諸膳食帳幕、隋文帝開皇三年、廢光祿寺入司農、十二年復置、初有卿及少卿各一人、煬帝加置二少卿、大唐龍朔二年、改光祿寺爲司宰寺、咸亨初復舊、光宅元年爲司膳、神龍初復舊、卿一人掌終獻行事、少卿二人領太官、珍羞、良醢、掌醢等四署、署各有令丞、

とあり、その變遷をたくみに概述しているように、もともと宮殿の宿衛を掌っていた職が、北齊ごろになって、膳食帳幕に關する職務を兼掌するようになり、やがて隋唐には専ら朝會宴食を擔當する官職に變ったことになる。すなわちそのことは、事物紀原卷五、九寺卿少部第二四、光祿の條にも、

北齊兼掌膳、隋全掌諸般膳、不掌宮殿、

というように、明らかに職掌の變遷が見られるのである。さらに通典に擧げられている唐代光祿寺の太官以下の四署については、すでに隋書卷二八、百官志下に、

光祿寺、統太官肴藏良醞掌醢等署、

とあつて、隋代からこれらの四署に當る官廳が設置されていたわけで、舊唐書卷四四、職官三、光祿寺の條に、

卿一員、少卿二員、卿少卿之職、掌邦國酒醴膳羞之事、摠太官珍羞良醞掌醢四署之官屬、脩其儲備、謹其出納、少卿爲之貳、國有大祭祀、則省牲饌視濯滌、若三公攝祭、則爲之終獻、朝會宴享、則節其等差、量其豐約以供焉、

というのは、全く隋制を受けて、より具體的に説明したものにすぎない。ついで宋代には、宋史卷一六四、光祿寺の條に、

卿、掌祭祀、朝會、宴饗、酒醴、膳羞之事、脩其儲備、而謹其出納之政、少卿爲之貳、丞參領之。

といい、おおむね隋唐の制がそのまま踏襲されていることがわかる。

その後、遼においても、その職掌はほとんど變つることなく繼承された。欽定續文獻通考卷五五では、

遼南面、光祿寺官、有卿少卿丞主簿、後避太宗諱、改爲崇祿寺、

というが、さらに金になると、その光祿寺の職掌は全く宣徽院において繼承されることになった。すなわち欽定續文獻通考卷五五に、前の遼の記事について、

金、不設光祿寺、其職見於宣徽院、

とあり、金史卷五六には、宣徽院の職掌を説明して、「掌朝會燕享、凡殿庭禮儀、及監知御膳」とのべて、光祿寺の擔當する任務が全く宣徽院に移ったわけである。およそ宣徽院の名は唐に始まったというが、主として置かれたのは遼、金の元の三朝であり、そのうち光祿寺の職掌を繼承したのは、金、元二朝に限られ、金においては、その宣徽院の隸下に、儀鸞局、太醫院、御藥院などと並んで、尙食局、尙醞署など、かつての光祿寺に隸した部局が配されていたのである。

元はこの金の制度を踏襲した。元史卷八七、宣徽院の條によると、

宣徽院、秩正三品、掌供玉食、凡稻梁牲牢酒醴蔬菓庶品之物、燕享宗戚賓客之事、

とあり、尙食、尙藥、尙醢三局は皆これに隸すといっている。元朝に光祿寺の官は置かれたけれども、それはただ「起運米麴諸事」を掌る官にすぎず、それも宣徽院に屬する官廳となっていたのである。<sup>④</sup>

## 二

では明代の光祿寺は、どのような職掌であったか。明史卷七四によれば、

光祿寺、卿一人（從三品）、少卿二人（正五品）、丞二人（從六品）、其屬典簿廳典簿二人（從七品）、錄事一人（從八品）、大官・珍羞・良醢・掌醢四署、各署正一人（從六品）、署丞四人（從七品）、監事四人（從八品）、司牲司大使一人（從九品）、副使一人（後革）、司牧局大使一人（從九品嘉靖七年革）、銀庫大使一人、

と職官を定め、さらに、

卿、掌祭享宴勞酒醴膳羞之事、率少卿寺丞官屬、辨其名數、會其出入、量其豐約、以聽於禮部、凡祭祀、同太常省牲、天子親祭、進飲福受胙、薦新循月令獻其品物、喪葬供饗饌、所用牲果菜物、取之上林苑、不給、市諸民、視時估十加一、其市直、季支天財庫、四方貢獻、果鮮厨料省納、惟謹器皿移工部、及募工兼作之、歲省其成敗、凡筵宴酒食及外使降人、俱差其等、而供給焉、傳奉宣索、籍記而覆奏之、監以科道官一員、察其出入、糾禁其姦弊、

と、その職掌を具體的に示し、そのうえ大官以下の四署等についても、

大官、供祭品宮膳節令筵席蕃使宴犒之事、珍羞、供宮膳肴核之事、良醢、供酒醴之事、掌醢、供錫油醢醬梅鹽之事、司牲養牲、視其肥瘠、而蠲滌之、司牧亦知之、

と、それぞれの任務を列擧している。

ところで、この記事に關連して幾つかの問題點が浮かんでくる。まず第一に、光祿寺の創設についてである。明史卷七四には、

初、吳元年、置宣徽院、設院使（正三品）、同知（正四品）、院判（正五品）、典簿（正七品）、以尙食・尙醴二局隸之、

といい、太祖實錄卷二五、吳元年九月辛卯の條には、明史と同じように記述されている上に、なお大都督府參議阮崇禮を院使に任じたことも記している。つまり明代の光祿寺は、吳元年九月辛卯に宣徽院として出發したことが知られるのである。<sup>⑥</sup>

ところでこの創設の年である吳元年は、朱元璋がすでに陳友諒を破り、小明王韓林兒をなきものとして、自ら新しく元年を自稱した年であり、しかも九月辛卯といえば、強敵張士誠を倒して凱歌を擧げてから旬日のことである。すなわち朱元璋にとっては、皇帝即位がいよいよ決定的という段階に達していたことは明らかである。すでにこの年に入って國家建設的體制への路線は着々とひかれていた。吳元年七月辛丑には太常寺、司農、大理、將作の四司が置かれ、八月癸丑には員丘、方丘、及び社稷壇をつくって山川を祀ったという如きもその一端を示すものであろう。したがって九月辛巳張士誠を捕えて數日後に、内使監（御用監）を設置し、その月の辛卯には宣徽院を置き、十月には國子學の官制を定めたり、御史臺を設置したことなど、いづれも揆を一にした處置と考えられるのである。すなわち宣徽院の創設は、皇帝即位への布石として、國家諸制度の整備のうち、祭祀宴饗體制を整える必要からおこなわれたものであった。

こうして出發した宣徽院が、翌年の洪武元年十二月壬申に至って光祿寺と改められることになった。太祖實錄卷三七、同日の條に、

改宣徽院爲光祿寺、設光祿卿、正四品、少卿正五品、（中略）所屬尙食等局、又移太常司供需庫隸之、局庫官品、仍舊、以徐興祖、爲光祿少卿、

といい、宣徽院時代にくらべて、光祿卿等の品級は低くなったが、機構の面からいえば、太常司供需庫をさらに抱え込んで、一層擴充されたといえるであろう。それならば開設後わずか一年有餘で宣徽院から光祿寺へと改變する必要がどこにあったらうか。その點を考える場合、まず宣徽院設置を定めた時點にかえる必要がある。すなわち吳元年、宣徽院を創設した前後の諸制度整備の狀況をみると、建國體制の組織づくりのために、にわかには設けられた制度もあり、またとりあえず元朝體制をそのまま踏襲したところも少なからず見られるが、この宣徽院も共通する幾つかの職掌を元朝體制にみられる「院」組織に準じて形成しようとした一環として理解できるであろう。すなわち宣徽院設置の二日後には、太醫監を改めて太醫院となし、翌十月には太史監を改めて太史院としたことなどがそれである。

しかし歳改まって洪武元年、朱元璋が皇帝として君臨し、諸制度も一層整備を加え、いわゆる六部の官制などが整えられてくると、とりあえず設置した即位前の制度との間に不合理も生じてくる。すでに洪武元年二月壬子に出された詔において、元朝治下に馴染んできた胡服胡語胡姓を禁止し、衣冠を復して唐制の如くならしめたが、さらに太祖實錄卷三四、洪武元年八月丁丑の條によれば、

中書省奏、定六部官制、部設尙書正三品、侍郎正四品、郎中正五品、員外郎正六品、主事正七品、先是中書省、惟設四部、以掌錢隸禮儀刑名營造之務、上乃命李善長等、議建六部、以分理庶務、至是、乃定置吏戶禮兵刑工六部之官、とあり、その際に六部の諸官に諭した詔にも「國家之事、總之者中書、分理者六部、至爲要職」といって中書・六部を中心とした政治體制を考え、また將作司をもって工部に隸せしめ、司農大理の二司を革めるなどの改變が行なわれてくる。これら六部の諸官などと宣徽院との地位が問題となってくる。すなわち新しく設けられた六部の尙書が正三品と定められたのに對し、すでにあった宣徽院院使も正三品ではどうしても不釣合ということになる。そこでこれを手直しするに當って、宣徽院を唐制にかえて光祿寺と改め、光祿卿を正四品の品級に降したものであろう。したがって、明會要卷三八、光祿寺の條に、

洪武元年十二月壬申、改爲光祿寺、設卿一人、從三品、

といっている。この從三品は、當然正四品としなければならぬ。

つぎに第二の點に移ろう。先に擧げた明史の光祿寺の條で、「所用牲果菜物、取之上林苑、不給、市諸民、視時估十加一」といつている。すなわち①宮中所用の牲口果菜は上林苑から取る。②不足であれば民間から買入れられるが、その場合に時價に十分の一を加えて支拂うという二點が示されている。しかしこれだけでは一體この制度がいつから行なわれたのか、明一代を通じての規定なのか、それらの點が明らかでない。これに對する手がかりの一は、同じ明史卷八二、食貨六、採造に見える次の記載である。すなわち「洪武の時、宮禁の中、物を市うには時估に視べて率ね十錢を加う。その上を損し下を益すること此の如し」という記事で、ここでは洪武の時のこととして民間より買上げる場合に、十錢を加えるとしている。しかしこの記事だけでは上林苑とは全く關係のない記載である。これに對して、萬曆會典卷二一七、光祿寺の條では、

凡本寺供用牲口果菜等物、上林苑監四署、照數進納供用、不足、于民間買辦、洪武間令、本司買辦、比與民間交易價錢、每多一分、

といい、明史卷七四の記事をより具體的に説明しているようである。

そこで洪武の時に、實際にこのような買辦方法をとったかどうかを考えてみよう。春明夢餘錄卷二七、光祿寺の條に、洪武元年正月初八日諭、今後但係光祿寺買辦一應供用物件、比與民間交易、價錢每多十文、且如肉果之類及諸項物件、民人交易一百文一斤、光祿寺買辦、須要一百十文、隨物貴賤、每加一分、賣物之人、照依時估、多取十文利息、

という記事から、これによると洪武元年すなわち建國の令を發して數日後の正月八日にこのような政策を發布したように見える。しかし、この記事は太祖實錄や國權などにも見えず、また洪武元年正月八日といえ、先にのべたようにこの頃には光祿寺と稱する官廳は存在せず、宣徽院といわれていた時代であり、いくらこれらの記事を後世で整理加筆したとし

ても、太祖の諭の文を宣徽院から光祿寺と改めることも考えられないので、この記事は甚だ疑わしいものといわなければならぬ。そうだとすれば、明史や大明會典にいう洪武間とはいつのことか。それを説明するものは、國權卷八、洪武十九年五月甲申の條にいう、

命光祿寺、市價視常販、每百錢增十、爲民息、

の記事であり、いわゆる洪武の時に時估にくらべて十錢を加うとは、百錢毎に十錢を増すことで、それは洪武十九年五月甲申に示されたものと解せられるのである。

しかしなお明史や會典の文中にある上林苑との關係がつきに問題になる。およそ明代における上林苑の設置について、最初にその事が論議されたのは洪武二十五年のことである。太祖實錄卷二二二、洪武二十五年十月癸亥の條に、

命戶部、於正陽明外、距板橋五里、度地自牛首山、接方山、西傍河崖、爲上林苑、戶部因爲圖以進、上以苑中之地、民人已種二麥、俱俟明年收成、後令勿再種、其占及民田者、給官田償之、官田或不敷、令民徙居江北、倍數給田償之、永爲世業、民庶墳塋有在苑內者、令勿徙、聽其以時祭掃、尋以妨民業、遂止、

というように、洪武二十五年十月、太祖は上林苑開設を企畫したが、民の生業を妨ぐるとして遂にとりやめてしまった。その後洪武の間には上林苑は開かれず、實際に上林苑が発足したのは成祖朝になってからであった。すなわち太宗實錄卷六五、永樂五年三月辛巳の條に、

改上林署、爲上林苑監、以中官相兼任用、

という記事があるのが上林苑監のはじまりであり、太祖時代には南京郊外に企畫されたのに對し、この上林苑は北京付近におかれ、その隸下に十署が設けられたといひ、大明會典に記すような上林苑監に四署が存置されたのは、それよりはるかに後の宣德十年のことであった。

このようにみると、はじめに擧げた明史卷七四の「取之上林苑、不給、市諸民、視時估十加一」という文で、「上

林苑」と「時估十加一」とは全く前後矛盾したことになるであろう。このことは、明史の編纂にあたって、實録やその他の資料を整理して此の文を作成した時に、その文意を正しく傳えていないのであって、これよりは大明會典の記事の方が、はるかに優れているものと思われる。すなわち「凡本寺供用牲口果菜等物、上林苑監四署、照數進納供用、不足、于民間買辦」の個所までは、いわゆる明一代を通ずる光祿寺の原則を示したものであり、それに續く「洪武間」以下とは當然段落をおくべきで、ここからは買辦ということについて、洪武年間すなわち洪武十九年以來行なわれるようになった一分加息を説明するための文と理解すべきであろう。

### 三

洪武元年に宣徽院から改變された光祿寺は、洪武八年また光祿司と名稱を變えた。すなわち太祖實錄卷一〇一、洪武八年九月甲戌の條に、

改光祿寺、爲光祿司、卿從三品、少卿從四品、司丞從六品、典簿從七品、錄事從八品、置所屬大官珍羞良醢掌醢四署、每署令一人從六品、丞一人從七品、監事一人從八品、孳牧所大使一人從九品、副使一人未入流、  
 といひ、國榷卷六でもこれを踏襲しているが、明會要卷三八、光祿寺の條では、「八年正月、改寺爲司、以寺丞爲司丞」といふ。この明會要の八年正月は當然八年九月と改めるべきであろう。こうして洪武三十年正月己卯に、光祿司が太常司などとともなう舊來の寺に改められるまでは、洪武朝では光祿司と稱せられていたことになる。とにかくこの洪武八年光祿司に改稱された時点で注目すべきことは、光祿司卿の品級がそれまでの正四品官から從三品に陞ったことで、明代光祿寺の官秩が從三品に定められたのはこの時であつた。

靖難の變後、成祖が即位し、北京を中心に新しい政治體制が形成されてきたが、その一つとして永樂五年三月北京にできた上林苑の牧養栽種の地は、東は白河、西は西山、南は武清、北は居庸關、西南は渾河に圍まれた地といわれ、やがて

永樂十四年に苑地内の圍獵を禁じ、犯した者は每人罰として馬九匹、鞍九副、鷹九連、狗九隻、銀一百兩、鈔一萬貫と定められていた<sup>④</sup>。またこの苑地内で牲口を牧養し、果菜を栽種するために、萬曆會典卷二二五によれば、

永樂間、用北京效順人役充、後於山西平陽澤潞三府州、起撥民一千戶、俱照邊民事例、給與盤纏口糧、連當房家小、同來分派使用、  
といわれていた。

そこでこの上林苑と光祿寺との關係は、明代においては、おおむねつぎのようであった。すなわち萬曆會典卷二二七、光祿寺の條に、

- ① 凡上林苑監良牧署、歲送孳生牛八百隻、長行豬一千口、醃豬一千口、羊五百隻、羊羔二十隻、
- ② 凡牲口、每年上林苑監、送孳生鵝一萬八千隻、
- ③ 凡上林苑監、每歲送孳生家鴨一千隻、雞彈一十二萬箇、
- ④ 凡上林苑監、每歲送孳生雞六千隻、長行線雞一千隻、俱本色、
- ⑤ 每歲上林苑監、送醃瓜茄蘿蔔菜、并每日各樣菜、共五十三萬七千六百五十斤、重陽節核桃紅棗栗子、各一百五十石、などの數字をあげているように、かなりの量が上林苑監から光祿寺に送られていたのである。勿論そのように上林苑監から送られる物品、數量のみで光祿寺の用を賄い得るものではなかった。たとえば祭祀の膳羞や外夷の筵宴などに使用するため、毎年上林苑監より送られてくる鵝一萬八千隻では不足なので、浙江等處から三萬二千五十隻を解納したといわれ、また上林苑監からの孳生雞六千隻、長行線雞一千隻に對して、浙江等處から解納する雞は三萬七千九百隻にのぼったといわれる<sup>⑥</sup>。したがってその不足の分やその他の物品によっては、各地から徵解せしめたり、民間から買辦させた分が、また相當の量にのぼるのである。

光祿寺では、かかる物品をもって主としてつぎのような用に充てた。

- ① 天地、社稷、神祇を祭り、太廟に享する省牲を準備する。
- ② 正旦節、立春節、清明節、四月八日佛誕節<sup>⑧</sup>、端午節、七夕節、中元節、重陽節、冬至節、臘八節、毎月朔望、萬壽聖節、皇太后聖旦節、皇后令旦節、東宮千秋節、及び奉先殿における祭祀の品物を辦進する。
- ③ 各宮殿における週節祝天の供養品物、各宮廟の祭祀の葷素品物、また内官監、御馬監、兵仗局、神機營、火藥局の祭祀の用などは光祿寺の辦進による。
- ④ 凡そ膳羞、茶飯等の品物は光祿寺で辦進し、聖節・正旦・冬至あるいは吉慶の筵宴については、禮部で提調し光祿寺が供辦する。
- ⑤ 園丘を祭る際に百官に賜う湯飯、孟春祈穀、夏至方澤、及び朝日夕月の祭後に内外官に賜う酒飯、耕藉に三公九卿、及び執事等の官に賜う酒飯、親蠶に内外命婦等に賜う酒飯を供辦する。
- ⑥ 毎歳の慶成宴については、禮部より送ってくる職名リストによって備辦する。
- ⑦ 諸蕃國の朝貢等の使、ならびに四夷來降の土官人等の茶飯物料等は、禮部より光祿寺へ備送する。
- ⑧ 實錄の纂修、書籍の纂修、校勘における開館、及び書完進呈の賜宴、進士恩榮の宴、殿試讀卷の執事等官、經筵・日講・東宮講讀などの酒飯、大臣一品九年考滿にあたり特に恩賜の宴、早朝の文武官及び各王府鎮巡等官で特旨により與えられた酒飯、大臣考滿差使等に對する賞勞の羊酒、疾病に對して特に下賜された米肉醬菜等の物、さらに内外衙門の官吏監生工匠等に支與された酒飯などは、すべて光祿寺において準備する。
- もっとも、これらの規定がすべて明初から定められていたという譯ではない。とりわけ太祖は、上林苑の開設をも民の生活を妨げるものとしてとり止めたほどで、明初、郡縣から香米・人參・葡萄酒を買することを却けたといわれ<sup>⑨</sup>、太祖の時代には進貢を抑え、買辦にも十分の一を加算するような姿勢をとっていたのである。
- ところが永樂朝になるとどうか。一方では「永樂の初め、五色石を採らんとする者を斥け、且つ温州の礬を輸するは民

を困しめるを以って、布を染色するを罷む<sup>⑤</sup>、というような態度を示しながら、他方では有司歳辦において、過重な負擔がかかるという狀況が進展していた。すなわち太宗實錄卷六七、永樂五年五月甲子の條に、開平衛卒蔣文憲の言をのせ、

王者以天下爲家、以百姓爲子、百姓不足、君孰與足<sup>⑥</sup>、今有司歲辦各色物料、里長所領官錢、悉以入己、名爲和買、其實強取於民、萬不償一、若其土產、尙可措辦、况非土地所有、須多方徵求、以致傾財破產者有之、

というように、有司の歳辦に當って、實際には民への負擔が甚しく、萬に一も償われず民から強取するような狀態が現われていたのである。しかもこの傾向はさらに進展し、宣宗實錄卷三、洪熙元年七月戊寅の條に、

行在都察院右副都御史弋謙、上言二事(中略)其二、朝廷買辦諸色物料、有司給價、十不及一、況展轉剋減、上下糜費、至於物主所得幾何、名稱買辦、無異白取<sup>⑦</sup>、

とあり、その様子が如實に物語られており、弋謙は、

臣願、自今以後、欲有買辦、如果不係軍需急用之物、乞且停止、候民力完實、年穀豐稔、然後派買、實爲民便、

と上申し、帝はこれを覽て侍臣を顧み、

至於科買諸物、每令實於價錢、虧價損民、有司之過易、損上益下則爲益、損下益上則爲損、宜速行戒約、有不悛者、必加之罪、

といったといわれるが、これを明史食貨志の「洪武時、宮禁中市物、視時估、率加十錢、其損上益下如此」とくらぶれば、同じく「損上益下」といいながら、如何に大きな相違であったらうか。

さて明史卷八二、食貨志採造の條をみると、先にあげた「永樂初、斥言採五色石者、且以温州輸饜困民、罷染色布」の次に、「然內使之出、始於是」という一句がある。この永樂の記事の前に「洪武時、宮禁中市物……」の記事が記されているが、いづれにも宦官に關しては全く説明がなく、ここに唐突として「內使の出ずるは是より始まる」という記事が出てきたことに、特に注意を拂わなければならない。これについては「明史食貨志譯註」によれば、王世貞の弇山堂別集卷

九一から永樂五年六月の宦官李進に關する上諭を引いておられるが、太宗實錄卷六八、永樂五年六月庚子の條には、

上諭都察院臣曰、自昔闖官弄權、假朝廷號令、擅調軍馬、私役人民、以逞威福、生事造孽、傾覆宗社者多矣、我太祖皇帝、監前代之失、立綱紀明號令、調發軍馬、必以御寶文書、朕即位以來、一遵舊制、愛恤軍民、首詔天下、一軍一民、不許擅差、復命所司、嚴切禁約、去年曾命內使李進、往山西探天花、此一時之過、後甚悔之、更不令探、近聞、李進詐傳詔旨、僞作勅令、於彼召集軍民、復以探天花爲名、假公營私、大爲軍民之害、(中略)即差御史二員、往詣山西、將李進一千爲非之人、鞫問明白、械送京師、必賞重法、

といい、これをもって内使の出でた始めと見なされている。ここで成祖は宦官李進をして山西に天花を探らしめたことを、「一時の過」として甚だ後悔し、更に採らしめないといっているが、しかしこのような宦官の採辦は時の情勢からいえば、もはや唐突の出來事ではなく、成祖の一時の過というものでもなかったのである。何故ならば、その永樂五年という同じ年に開設された上林苑監において、「改上林署、爲上林苑監、以中官相兼任用」というように、すでに宦官がこの官署に進出しており、さらに上林苑監と密接な關係にある光祿寺においても、萬曆會典卷二一七、光祿寺の條によれば、

永樂間、差內官一員、同本寺署官厨役、領鈔于在京附近州縣、依時價、兩平收買、

とあり、光祿寺の買辦に當つて宦官一員があわせて差遣せられていたのである。しかもすでにのべたように、永樂五年五月の開平衛卒蔣文憲の上言とあわせ考へるならば、この頃における光祿寺の買辦は、洪武の如き十分の一加増支拂いという姿勢と全く異なり、宦官が介入して、きびしい收奪という形に進展していたものと考えられるのである。

#### 四

明史卷八二、食貨志採造の條には、先に擧げた副都御史弋謙の言に續いて、

帝(宣宗)嘉納之、諭工部察懲、又因泰安州稅課局大使赦智言、悉召還所遣官、敕、自今更不許輒遣、自軍器軍需

外、凡買辦者盡停止、然寬免之詔屢下、内使屢救撤還、而奉行不實、宦者輒名採辦、虐取於民、とあって、宦官の採辦の苛虐なことがのべられているが、特に顯著な例として袁琦、阮巨隊等十餘人の宦官の所爲を擧げている。すなわち宣宗實錄卷八五、宣德六年十二月乙未の條に、

内官袁琦、内使阮巨隊、阮誥、武莽、武路、阮可、陳友、趙誰、王貴、楊四保、陳海等、伏誅、初巨隊等往廣東等處、公幹而以採辦爲名、虐取軍民財物、事覺下錦衣衛獄、究其所由、皆琦指使、於是、籍其家、金銀以萬計、寶貨錦綺諸物稱是、又所用金玉器皿、僭侈非法、皆四保與海爲之、法司議罪應死、上命凌遲琦、而斬巨隊等十人、

といい、採辦に名を借りた宦官の横暴は目にあまるものがあつた。したがつてこの袁琦、阮巨隊の事件は宣宗にとって餘程の衝撃であつたらしく、先の事件に關連して宣宗は右都御史顧佐等に諭し、中外に出榜曉諭して、

凡先所差内官内使、在外侵占官民田地、及擅造房屋、所在官司取勘明白、原係官者還官、軍民者還軍民、中外官民人等、有受内官内使寄頓財物、許首免罪、若匿不首、事覺、與犯者同罪、自今内官内使出外、敢仍前有犯、令所在官司具奏、治以重罪、知而不奏、罪同、若中外軍民人等、有投託跟隨内官内使、因而撥置害人者、悉處死罪、

といい、今後内官内使で外に出て同じような罪を犯すならば、嚴しく取り締る旨を明らかにした。一方、長老の太監王謹や吳誠等に對しても、袁琦等の罪が如何に大なるかをいい、内官内使より小身者に至るまで揭榜昭示して、綱紀の肅正を期せしめた。その上翌宣德七年正月己卯には、天下の諸司に勅して特に嚴しく戒諭を下したのである。

したがつて明史卷八二、食貨志採造の條には、この記事の後に「患、乃ち稍々息む」といつており、宦官の目にあまる行動は一應ここで抑制されたようである。そのことは光祿寺と宦官との關係にもあらわれており、萬曆會典卷二一七、光祿寺の條に、

宣德七年令、不許間雜内官内使、至本寺混擾、及在内寄放行李、

というように、光祿寺においても光祿寺の官と内官内使との間雜を取り締ることになつた。王世貞の弇山堂別集卷九〇

に、永樂五年三月の上林苑監設置をのべ、「俱以内官及文職相兼之」という記事に續いて、「不審何年革内臣」といつているが、この「革内臣」ということは、おそらくここにいう宣徳七年令の「不許間雜内官内使」にあたると考えてもいいのではないだろうか。

ところで宣宗朝において、光祿寺の厨料採買に關する次のような記事がある。宣宗實錄卷三十、宣徳二年八月壬申の條に、

行在戸部奏、光祿寺明年所用厨料、請如例買之民間、上曰、光祿供祭祀賓客之費、固不可缺、然與其多取於民、莫若儉以足用、卿等宜斟酌撙節、不可過中、

といひ、光祿寺の厨料は祭祀賓客の用に不可缺ではあるが、多きに過ぎてはならぬことを戒しめている。しかるにその光祿寺の厨料物品が正しく支用されていない事件がおこつたのである。宣宗實錄卷六三、宣徳五年二月己卯の條によれば、

行在光祿寺厨子、訴其寺官竊滅外夷供給、通政司以聞、上命行在刑部侍郎施禮、執而罪之、且諭禮曰、光祿之弊、不止此、自祖宗以來、飲食供給、皆有定規、今擅自增減、應給之人率不得、凡得者率非應給之人、惟虛立案牘、以掩人目、宜究治之、因顧侍臣曰、毋謂飲食細故、然亦干大體、華元殺羊享士、羊斟不與、遂致喪師、勾踐投醪於江、與衆共飲、人心感悅、遂成伯業、以此而論、所繫豈輕、

とあり、北京の光祿寺の厨人の中からその寺官の不正を訴えるような出来事が起り、帝は早速刑部侍郎に命じてこれを處置せしめたが、その言に、「飲食は些細なことだと言つてはいけない」という機微をつかんだ發言があつたことに注目すべきであらう。

さてこのような情勢のなかで光祿寺への監察が始まつたのである。光祿寺の監察は一般に「巡視光祿寺」といひ、宣徳九年に始まつたと稱せられている。しかし萬曆會典卷二一〇に、

宣徳四年、差監察御史一員、同給事中、會同光祿寺堂上官、驗收牲口果品厨料等物、并監收白糧、

とある記事によれば、光祿寺の牲口厨料等の验收に監察御史が立ち合つたのは、宣徳四年が最初ということになる。けれどもこの記事に相當する記述が、實錄その他に見えず、また宣徳五年二月におこつた行在光祿寺の厨子の事件に、行在刑部侍郎がその處置を擔當し、監察御史あるいは都察院は全く干與してゐないことから見ると、光祿寺へ監察御史が參與したのを宣徳四年とするのは疑問といわざるを得ないであらう。

そこでまた初めの明史卷七四、職官志の記事にもどつて、問題が一つ出てくる。すなわちその記事の中に、  
監以科道官一員、察其出入、糾禁其姦弊、

という一文があるが、これと相應する記事は萬曆會典卷二一〇、巡視光祿寺の條に見えるもので、

宣徳九年、差監察御史一員、巡視光祿寺、凡内外官員人等、多支食料、及需索騷擾者、皆令執奏、

とあり、宣徳九年に監察御史一員を差遣して、内外官の食料を多支し、需索騷擾する者は、皆執奏せよというのである。しかるに明史卷八二、食貨志上供採造には、

命御史二人、察視光祿寺、凡内外官多支、及需索者執奏、

といひ、差遣の御史は一員ではなく、二人となっている。その點を正しく傳えるのが宣宗實錄卷一〇八、宣徳九年二月辛酉の條にいうもので、

命行在都察院、遣監察御史二員、於光祿寺察視、凡内外官多支食糧、需索騷擾者、皆令執奏、  
の記事であり、またより具體的には萬曆會典卷二一七、光祿寺の條に、

宣徳九年令、差公正御史、同内官、常川糾察、敢有生事攪擾、多索物料者、不問内外官員、參奏治以重罪、

とあるように、監察御史二員が差遣されて内官とともに糾察し、料食の多支を要求し、需索騷擾する者を取り締つたものである。

ところで今までになつた光祿寺への監察御史の巡視が、この宣徳九年に始つたといふことは、一體どのように解した

らしいだろうか。それには宣徳五年二月の光祿寺厨子事件も一つの要因を爲したであろう。またそれに續いて起つた宣徳六年十二月の宦官袁琦の暴虐事件と、光祿寺と宦官との關係についての宣徳七年の處置も、あるいは一つの前提となつたであろう。しかしもう一つ重要な契機となつたのは、その時期における監察體制の強化の一環としてであつた。すでに宣徳三年二月、各地の軍役を清理するため、監察御史及び給事中を各十四員派遣し、いわゆる清軍御史の差遣が始まつてゐるほか、宣徳七年六月には始めて監察御史を派遣して、居庸關外、長安嶺、獨石、龍門、天城等の諸關隘の巡閱を命じ、以後毎年、巡關御史の差遣が行なわれるようになり、軍備面での監察體制に新しい分野が充實されたのである。

また内外衛所の倉に對しても、監察御史が派遣された。明史卷七九、食貨志倉庫の條に、

京倉以御史、戶部官、錦衣千百戶、季更巡察、外倉則布政按察都司、關防之、

とあるが、この御史の巡察が始まつたのは、萬曆會典では宣徳三年とする。すなわち萬曆會典卷二二、内外各倉通例によれば、

宣徳三年奏准、凡設内外衛所倉、每倉置一門、榜曰某衛倉、三間爲一廩、廩置一門、榜曰某衛某字號廩、凡收支、非納戶及關糧之人、不許入、每季差監察御史、戶部屬官、錦衣衛千百戶各一員、往來巡察、各倉門、以致仕武官各二員、率老幼軍丁十名看守、半年更代、倉外置冷鋪、以軍丁三名巡警、在外倉、都布按三司、設法關防、巡按御史點視、凡軍民偷盜、官吏斗級通同者、正犯處斬、仍追所盜糧入官、全家發邊遠充軍、給家產一半賞首告者、同盜能首者、免本罪、亦給被首告者家產之半充賞、其攬納虛收、及虛出通關者、非同偷盜、

といひ、宣徳三年におかれた内外衛所の倉への巡察が、軍民への偷盜不正の防止を企圖したものであつたことが知られる。しかしそのような不正が簡単に止め得るものではなく、なお續いて京衛の倉に對する巡察が強化されたことが、宣宗實錄卷一〇〇、宣徳八年三月にも見られる。すなわち同月甲戌の條に、

遣御史、巡察京衛倉、時行在戶部奏、比者京衛監支軍糧官及倉官斗級等、多徇私情、或稽誤月日、或高下斛面、或假

公用爲名減尅、爲弊多端、使軍婦餘丁、待支日久、十不得其五六、食用不足、故多失所請、令御史往來巡察、庶糧不虛糜、而軍蒙實惠、上從之、仍命行在都察院、揭榜禁約、

とあり、その間の事情がより明らかになるが、萬曆會典卷二一〇、巡倉の條によれば、

宣德九年、差御史一員、巡視在京倉、一員巡視通州倉、

と、京倉及び通州倉へそれぞれ監察御史一員を派遣して、宣德九年に巡倉せしめたことが擧げられているのである。

また内府庫に對しても御史が差遣された。すなわち萬曆會典卷三〇、内府庫の條に、

宣德七年、差戸部主事一員、同揀鈔御史、給事中、巡視甲子等庫、凡各處解到布絹絲綿、卽督官攢人等、照洪武年間所定長闊丈尺收受、若有兜攬作弊者、具奏拏問、

とあって、宣德七年にはじめて御史、給事中が甲子庫などを巡視したようであるが、同會典卷二一〇、巡庫の條によれば、

宣德九年、差御史一員、會同給事中、巡視甲字等十庫、

といい、宣德九年に巡庫のための監察御史が派せられたことになる。またこれと關係の深い巡青御史も、同じく宣德九年に始めて設けられた。すなわち萬曆會典卷二一〇、巡青の條に、

宣德九年、差監察御史一員、巡視各處收草、一員、提督象牛羊等房錢糧、一員、同給事中、錦衣衛官、巡視官軍騎操馬匹、不許間時帶鞍騎坐、及馱載等項、

とあるが、特に問題になったのは北京付近の馬房倉場であり、宣宗實錄卷一一四、宣德九年十一月辛卯の條には、

行在戸部奏、北京養象馬牛羊等處倉場、歲收草料、官攢等作弊百端、民運至經月不收、或肆侵損使之虧缺、亦有盜出貨賣者、亦有不容車載、務令荷擔倍勞費者、請於巡視倉場御史、郎中、員外、主事內、分遣提督收受、遇有此弊、奏聞治罪、上從之、命通政李暹等、往來督察、仍諭監收御史等官、務皆盡心、或仍前弊俱罪不恕、

といい、監察御史が通政司官及び錦衣衛内官とともに、倉場の草料收受の監督に當つたのである。

こうしてみると、京倉及び通州倉の巡視をはじめ、各處の馬房倉場の巡視、あるいは甲字庫等の巡視が、宣德九年に相ついで實施されたことになる。そして先に擧げた光祿寺の巡視もこの年のこととなれば、これらが個々に施行されたものでなく、そこに密接な關連があつて實施された事柄であることに氣付くであらう。すなわちそれを明瞭に物語るものが次の記載であり、國朝典彙卷五四に、

宣德九年十二月、差御史一員、巡視京倉、一員巡視通州倉、一員巡視各處收草場、一員巡視甲乙字等庫、一員提督象牛羊等房錢糧、一員巡視光祿寺、凡内外官員人等、多支食料、及需索騷擾者、皆令執奏、先是楊士奇言、南方運糧、至人丁人力甚艱、而倉廩無關防、奸人盜竊、動輒千萬、前者就執、後者復繼、恬無驚異、請命風憲、關防巡察、遂命御史、分投巡視、至今一年一代云、

とあるのによれば、これらの巡視が共通の目的のもとに相關連して行なわれたことが明らかであり、光祿寺の巡視もその一つとして理解できるであらう。

## 五

宣德十年正月、宣宗が崩じて英宗の世となった。明史卷八二に、「英宗の初政は、三楊、軸に當る。南畿の莘牧する黄牛四萬を減じ、糖、蜜、果品、臍脯、酥油、茶芽、稷糯粟米、藥材、皆な減省すること差あり、諸處の捕魚官を撤す。位に即ぎて數月、撙節する所多し」とあり、光祿寺に關連する事項をとつてみて、甚だ成果の顯著な様子が伺われる。すなわち英宗實錄卷二、宣德十年二月戊辰の條には、光祿寺の糖蜜、果品の舊數の三分の二を減じ、また光祿寺の添造する醃臘の雞鶩猪羊二萬七千隻、子鶩二千隻、酥油四千斤を革罷することなどを記し、同書卷三、三月甲申の條には、光祿寺の歳々用うる粳米三萬一千石、糯米一萬一千石、粟米四萬餘石、粟稻穀各一萬一百石などを減じ、同卷八、宣德十年八月

丙午の條には、光祿寺の厨役四千七百餘人を減じて、五千人に留めたと記している。

このような英宗朝初政の緊縮政策は、一應實を擧げたらしく、同卷九、宣德十年九月辛巳の條に、行在戸部より奏して、「光祿寺の魚の供用不足につき、付近の順天等の府から例の如く辦納されたい」といったのに對し、「民を息ませ用を節するのが當今の急務」と抑えており、同卷九、宣德十年九月乙酉の條にも、「光祿の牲畜不足の爲、京城廂市坊店の肥腴なるものを取用したい」という光祿寺からの奏に對し、民を苦しめるものとして許さなかつたことなど、英宗の初世には、三楊の力もあつて綱紀も整つたのである。

そのようななかで、宣德末の光祿寺の巡視が、より一層充實されることになつた。英宗實錄卷八、宣德十年八月丙辰の條に、行在禮科給事中李讓が五事を上言した中に、

近訪得、行在光祿寺、收受在外府州縣粟豆米糲、納戸雇人運入倉、多被厨役人等盜取、致令納戸假貸賠補、喪家蕩産、乞毎月輪差、御史給事中各一員、巡視關防、

とあり、これがとり上げられることになつて、同書卷九、宣德十年九月庚午の條によれば、

命監察御史、給事中、巡視行在光祿寺厨料、從行在禮科給事中李讓言也、

といい、監察御史が給事中とともに、この時再び光祿寺を巡視したことが知られる。これについて國權卷二三、宣德十年八月丙辰の條によれば、

始命御史給事中、巡視行在光祿寺、月一遣、從禮科給事中李讓之言、

といい、國權では「始めて」という語を使っているのである。勿論監察御史の巡視光祿寺はこれが最初でないことは、すでに述べたところであるが、ここの「始めて」を「月一遣」ととれば、まさに國權のいう通りであり、萬曆會典卷二一七、光祿寺に、

凡本寺收納一應物料、每月堂上官輪流一員、會同戸科給事中、監察御史、各一員、責令各戸行買辦、於本寺大烹門内

## 驗收、

という體制が始まったのは、この宣徳十年八月の時點であつたと考えることができる。

以上において、明代光祿寺の創設から宣宗朝に至るまでの過程と、宣宗・英宗朝に至つて始まつた光祿寺への監察御史の巡視について考察してきた。もともと光祿寺はあまり監察御史などの介入を受けつけない官廳である。しかし明代の監察體制が、ただに十三道の巡按のみにとどまらず、提學・巡視京營・清軍・印馬・屯田・巡鹽・巡倉・巡關・饋運・巡茶・巡視皇城・巡青・巡視光祿寺・巡視五城など、あらゆる分野への差遣を實施してきたのであり、巡視光祿寺も例外ではなかつた。しかもこの宣宗朝が、これらの差遣を考える上で重要な時期であつたということを、巡視光祿寺を中心として考察してその一端を明らかにしたつもりである。なお光祿寺のその後の進展や、その監察體制についてもさらに検討すべきことがあるが、それはまた別の機會をまつことにしたい。

## 註

- ① 欽定續文獻通考卷五五參照。
- ② 遼史卷四七參照。
- ③ 欽定續文獻通考卷五六、宣徽院の條に、「謹按馬端臨考、宣徽院始於唐、而罷於宋紹聖三年、今考遼金元俱有之、而元所屬光祿寺、至明則竟改光祿寺矣」とある。
- ④ 欽定續文獻通考卷五五參照。
- ⑤ なお明代の宣徽院設置の前蹤は、そこに隸せられた尙食、尙醴二局の開設にさかのぼる。すなわちこの二局は至正二十五年七月丁卯に創設された。太祖實錄卷一七、七月丁卯の條に、「置尙食、尙醴二局、設大使副使各一人」とある。
- ⑥ 明初の諸官廳諸制度の設置改廢については、拙稿「明代監察制度序說」(史窓一〇號)參照。
- ⑦ 太祖實錄卷二五、吳元年九月癸巳の條に、「改太醫監、爲太醫院、設院使正三品、同知正四品、院判正五品、典簿正七品、仍以太醫監官孫守眞、爲院使、葛景山爲同知、陸惟恭、杜天僊爲院判」とある。なお太醫監は、至正二十六年六月醫學提舉司から改められたもので、その醫學提舉司は朱元璋が吳王を稱した至正二十四年四月にはじめて設置した。
- ⑧ 太祖實錄卷二六、吳元年十月丙午の條に、「改太史監、爲院、設院使正三品、同知正四品、院判正五品、五官正六品、典簿・兩陽司時序郎・紀候郎正七品、靈臺郎・保章正正八品、副從八品、掌曆管勾從九品、以太史監令劉基、爲院使」という。ちなみに太史監は至正二十五年七月壬午に設置され、劉基がはじめて太史令となつた。
- ⑨ 太祖實錄卷三〇、洪武元年二月壬子の條に、「詔復衣冠、如唐

制、初元世祖、起自朔漠、以有天下、悉以胡俗、變易中國之制、(中略)、其辮髮椎髻、胡服胡語胡姓、一切禁止、斟酌損益、皆斷自聖心、于是百有餘年胡俗、悉復中國之舊矣」とあり、これを以つて朱元璋の民族主義的立場を強調しようとする舊來の説に對し、近時批判的な意見が出た。このことは元明交代期における朱元璋集團を如何に把握するかという問題につながる。詳しくは、「朱元璋評價問題彙編」(楊開書報供應社)、宮崎市定「洪武から永樂へ―初期明朝政權の性格」(東洋史研究一七の四)、山根幸夫「元末の反亂と明朝支配の確立」(岩波講座世界歴史一―中世六)等を参照のこと。なお宮崎博士の論考において、この記事を太祖實錄卷二六、洪武二年二月壬子の條として擧げておられるが、卷二六は梁鴻志本にのみ見られる卷數であつて、他の傳承本では卷三〇となつてゐる。また洪武二年は印刷塗上の誤りであらう。

⑩ 宣徽院を光祿寺に改變したことは、元朝體制の院組織に對する超克と考えられ、同日に太史院も司天監と改められた。なお司天監監令は正三品におかれたが、新しく設置された回司天監の監令は正四品である。

⑪ 和田清編、「明史食貨志譯註」九六三頁参照。

⑫ 明史卷七四、上林苑監。春明夢餘錄卷六一、上林苑監。萬曆會典卷二二五、上林苑監等參照。

⑬ 太祖實錄卷二四九、洪武三十年春正月己卯の條に、「改太常光祿一司、爲寺、官制仍舊」といふ。ところで太祖實錄によれば、洪武八年以後光祿寺と改められてからも、記錄の上ではしばしば光祿寺と互用されてゐたようである。卷一一九、洪武十一年七月己亥

に、「遣光祿寺少卿徐英、以茶紙衣服、往罕東市馬、得馬四百六十九匹」とあり、光祿寺と書かれ、國權卷六、洪武十二年四月庚戌の條に「光祿寺卿徐興祖致仕、賜銀鈔、仍祿之」とある所でも寺を用いてゐる。また太祖實錄卷二二三、洪武二十七年七月甲寅の條で、「孝子李德成(中略)應詔、擢光祿司署丞」とあるところを、國權卷六、同日の條では、「擢德成、光祿寺署丞」としてゐる。これらの記載が、はじめからそのように互用されたのか、あるいは後世の傳寫の際になつたのかは明らかでない。

⑭ 萬曆會典卷二二五、上林苑監の條、及び明史卷七四、上林苑監の條參照。

⑮ 萬曆會典卷二二五、上林苑監の條によれば、光祿寺の條に示す數字、品目などと必ずしも同じでない。すなわち「光祿寺每年取用孳生鷄一萬八千隻、鴨一千隻、雞五千隻、長行線雞二千隻、彈一十二萬箇」、「光祿寺每年取用孳生牛八百隻、羊五百隻、羊羔二十隻、長行醃臘豬二千口、正旦冬至節肉豬一千口」、「送光祿寺青菜二十四萬七千八百斤、芥子七石八斗」といふ。

⑯ 萬曆會典卷二二七、光祿寺の條參照。なお光祿寺に納められる物品について、主要なものを擧げれば次のようである。

大官署

白粳米 四九、〇〇〇石 蘇州府、松江府、常州府、嘉興府、湖州府

細粟米 五五、〇〇〇石 山東、河南

粟穀 四、〇〇〇石 大名府、順德府、淮安府、河南

稻穀 二、〇〇〇石

菽豆 二、〇〇〇石

黑豆 三五〇石 大名府、順德府、淮安府、河南  
 鵝 三三、〇五〇隻 浙江等處  
 珍羞署

白粳米 一、三〇〇石 常州府等

白糯米 一九七石 //

白豆 一二石 順天府

赤豆 六〇〇石 //

大青黃豆 二〇石 //

山黃米 七〇石 //

黃豆 一、六〇〇石 大名府

菜豆 二、〇〇〇石 河南、順德府、大名府

菜豆 四〇〇石 山東

黑豆 九〇〇石 直隸等處

白沙糖 五七、〇〇〇斤 福建等處

黑沙糖 四五、〇〇〇斤 //

蜂蜜 四七、〇〇〇斤 //

鹽滷 三、〇〇〇斤 //

葉茶 一五、〇〇〇斤 //

先春茶芽 三、八七八斤 //

良醞署

白糯米 一七、五七六石 蘇州府、松江府、常州府、嘉興府、湖州府

小麥 三六、〇〇〇石 山東、河南、順天府、應天府

菜豆 九、五〇〇石 順德府、大名府

蕎麥 五〇石 順天府

葛根 八、六〇〇石 山東、順天府

豌豆 一五〇石 順德府、廣平府

大麥 三〇〇石 順天府、順德府、廣平府

淮麩 四四〇、〇〇〇斤 張家灣宣課司

綿羯羊 一〇、七五〇隻 浙江等處

祭祀羊 二五〇隻 //

雞 三七、九〇〇隻 //

掌鹽署

芝蔴 一〇、三〇〇石 山東、河南、大名府、順德府、廣平府

白芝蔴 七〇〇石 山東、河南、大名府

大麥 三〇〇石 順天府、順德府、廣平府

大青黃豆 二〇石 順天府

稻皮 四〇、〇〇〇斤 淮安府、鳳陽府

蓮肉 二四、〇〇〇斤 江西等處

膠棗 五三、二〇〇斤 //

牙棗 二、四〇〇斤 //

栗子 六、四〇〇斤 //

紅棗 七〇、四〇〇斤 //

柿餅 六九、六〇〇斤 //

榛子 四九、六〇〇斤 //

銀杏 一〇、四〇〇斤 //

核桃 一二七、二〇〇斤 //

乾葡萄 一四、四〇〇斤 //

麥米 七、二〇〇斤 //

帶敷蓮子	四〇〇斤	江西等處
尖頭様子	四〇〇斤	〃
松子	一、二〇〇斤	〃
木耳	一〇、五六〇斤	〃
香蕈	八、〇〇〇斤	〃
花椒	七、二〇〇斤	〃
杏仁	六、八〇〇斤	〃
士蘇	二八、〇〇〇斤	〃
茴香	一、四〇〇斤	〃
確砂	一、二〇〇斤	〃
薄荷	一、九二〇斤	〃
蒔蘿	八〇〇斤	〃
磨茹	三、五二〇斤	〃
大蒜	八〇〇斤	〃
火薰豬肉	一二、四〇〇斤	〃
乾薑	一一、一六〇斤	〃
川椒	六、八〇〇斤	〃
子鱈魚	一〇、〇〇〇斤	〃
荔枝	二六、四〇〇斤	〃
圓眼	二六、四〇〇斤	〃
莢筍	八四、〇〇〇斤	〃
青鹽	一一〇、〇〇〇斤	長蘆運司
白鹽	三三、〇〇〇斤	〃
祭祀猪	一五〇口	浙江等處
肥猪	一八、九〇〇口	〃

(但し右の表では、主要な項目について、原則的な数を挙げ、時代とともに變更された具體的な数は省略した。萬曆會典卷一一四、一一五、一一六参照)

⑬ 佛誕節祭は嘉靖十四年廢止され、四月五日薦麥の行事にかえられた。

⑭ 明史卷八二、食貨志上供採造の條。太祖實錄卷八六、洪武六年十一月己未の條には、「潞州遺官、貢人參、上諭之曰、朕聞、人參得之甚艱、豈不勞民、今後不必進、如用當遣人自取、因謂省臣曰、往年金華貢香米、朕命止之、遂於苑中種田數十畝、每耘耔刈穫之際、親往觀之、足以自適、及計所入亦足供用、朕飲酒不多、太原歲進蒲萄酒、自今亦令其勿進、國家以養民爲務、豈以口腹累人哉、嘗聞、宋太祖家法、子孫不得於遠方取珍味、甚得貽謀之道也」という。

⑮ 明史卷八二、食貨志採造の條。

⑯ 和田清編「明史食貨志譯注」九六五頁に引用されている本文では、「君熟興(焉)足」として與字を焉字と考えられたようであるが、やはり與字にすべきであり、熟字は孰字をとるべきであろう。

⑰ 明史卷八二、食貨志採造の條には、「副都御史弋謙言、有司給買辦物料價、十不償一、無異空取」という。なお「無異白取」の白字を「明史食貨志譯注」では「無異自取」とされているが、白字が正しい。

⑱ 弇山堂別集卷九一では、永樂五年六月己亥のこととしているが、庚子とする方が正しい。

⑲ 宦官が光祿寺に關與したのは、すでにその以前にみられる。す

なわち弁山堂別集卷九〇に、「洪武二十八年九月辛酉、重定内官監司庫局、與諸門官、并東宮六局、王府承奉等官職秩、(中略)尙膳監、掌供養奉先殿、并御膳、與宮内食用之物、又督光祿司供奉宮内諸筵宴飲食之事」という。しかし永樂五年の上林苑監の場合は、同書に、「永樂五年三月辛巳、復改上林署、爲上林苑監、秩正五品、有左右副丞典簿之屬、凡設十署、秩正七品、俱以内臣及文職相兼之、(不審何年革内臣)」というように、より密接なものとなった。

⑳ 「明史食貨志譯注」九七二頁参照。

㉑ 宣宗實錄卷八五、宣德六年十二月丙申の條、及び弁山堂別集卷九一。

㉒ 國朝典彙卷六三、光祿寺の條参照。

㉓ 春明夢餘錄卷二七では「厨土」といい、國朝典彙卷六三では「厨役」という。

㉔ 宣宗實錄卷三六、宣德三年二月甲寅の條。なお、萬曆會典卷二一〇、清軍の條には「宣德二年、遣給事中、御史、各十四員、往各處清理軍役」といい、春明夢餘錄卷四八、都察院の條にも、「宣德二年、差御史各處、清軍」といい、その時期を宣德二年としている。

㉕ 國權卷二二、宣德七年六月丁酉の條には、「始遣御史、巡閱居庸關外長安嶺獨石龍門天城諸關隘」とあり、宣宗實錄でこれに相

應する記事は、同七年六月己亥にある。萬曆會典卷二一〇、巡關の條では、「宣德七年令、居庸關、直抵龍泉關一帶、山海關、直抵古北口一帶、毎年各差監察御史一員、請勅前去、公同各該分守守備等項、内外官員、巡視關口、點閱軍士、整飭器械、操演武藝、并受理守關人等、一應詞訟、就彼發落、不許軍衛有司、擅便拘提、有悞守把、如守備等官、有罷軟疾弱、不堪任事之人、指實具奏替換」と、かなり具體的にその様子を説明している。

㉖ 「明史食貨志譯注」三五六頁参照。

㉗ 倉場の綱紀の亂れについては、すでに宣宗實錄卷五四、宣德四年五月辛未の條に、「上御奉天門、諭行在戶部尙書郭敦等曰、近屢有言、京師及通州各衛倉場、象馬牛羊等房、收支糧芻、官攢人等、玩法欺公、取受財物、虛出實收、惟貧而無財者、則收本色、加以考掠、數倍增收、既收又偷盜入己、其數動以千計」という。而して萬曆會典の巡青の條には、通政司の通政を擧げていないが、同じく會典卷二三の馬房倉場通例には、「宣德九年、令監察御史、并戶部主事、於象馬牛羊等房倉場、監督收受草料、仍令内官一員、通政司通政一員、往來提督」とある。

付記 本稿は昭和四五年度科學研究費(一般研究C)による成果の一部である。